

# 総務常任委員会

平成21年3月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次
中川議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	佐藤 滋生	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	加藤 恵三
企画財政課長	面卷 昭男	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
税 務 課 長	山崎 善之	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
教委総務課長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生涯学習課長	清水 修一	生涯学習課技師	平田 政彦
監査委員書記	山崎 篤	会 計 管 理 者	浦口 隆
会 計 室 長	清水 孝悦		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、辻委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に嶋田委員、辻委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願ひします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

それでは、レジメに沿いまして進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 継続審査案件について、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習 課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告申し上げます。

まず、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの整備についてでございます。（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事につきましては、現在、展示棟として改修工事を行います旧法務局建物の内部や外構の撤去工事が完了いたしました。そして、新築となります管理棟の基礎工事や展示工事での特別展示ケースの製作等に着手しております。現在、工事は工程どおり順調に進められており、進捗率は今月末までに約20%の出来高を目指しております。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてでございます。史跡中宮寺跡金堂基壇の発掘調査状況につきましては、前回の委員会でもご報告しま

した拡張や新設しました調査区の記録作業をするなどして3月末まで今年度の発掘調査を進めており、来年度の調査については準備が整い次第、着手してまいりたいと考えております。

ここで、今年度の史跡中宮寺跡での発掘調査成果の概要についてご報告させていただきます。これまでに、金堂跡について調査を行っております。建物の基礎部分である「基壇」については、砂と粘土を互層に突き固める、いわゆる「版築」と呼ばれる工法により造られていることを確認しました。創建時期については、出土した瓦等から飛鳥時代7世紀前半と考えられます。また「基壇」の周囲には、本来、基壇本体を保護するための「基壇外装」と呼ぶものが存在していたはずですが、残念ながら残っておりません。ただし、凝灰岩の切石ブロックの破片等を確認したことから、創建当初は凝灰岩の切石を積んだ、いわゆる「切石積基壇」でほぼ間違いないものと思われれます。その後、創建当初の基壇の外周を削るなどして、建物規模を縮小した改修が行われており、この時、創建当初の凝灰岩製の「切石積基壇」から、瓦を積上げた、いわゆる「瓦積基壇」に改修されております。今回の調査では、北面で3箇所、西面では、崩れておりましたが1箇所確認しております。「瓦積基壇」に使用された瓦や、出土した瓦などから、この改修時期については平安時代頃と考えられます。次に1回目の改修であります「瓦積基壇」については、その後さらに改修が加えられておきまして、この改修に際しては基壇周囲を「切石積基壇」や「瓦積基壇」などではなく、土のままの基壇としていたようです。この2回目の改修は出土遺物などから鎌倉時代のものと推定されます。また基壇上面におきまして、柱の下に据えていた「礎石」の抜取り穴を新たに7か所確認いたしました。この鎌倉時代の金堂の廃絶時期については、出土遺物などから室町時代であったようです。なお、これらの改修や廃絶については炭や焼けた壁土片が出土していることから、いずれも焼失によるものと推測されます。以上のような基壇の変遷等の調査結果については、基本的に昭和38年度の調査所見を大きく書き換えるといったものではございませんが、今回、面的な調査を行った

ことにより、整備を行う上でより詳細なデータを得ることができました。なお、これらの平成20年度の調査成果につきましては4月7日に報道発表を行いまして、4月11日の土曜日に町民を対象とした地元説明会を開催し、翌4月12日の日曜日に一般を対象とした現地説明会を開催してまいりたいと考えております。

その他の事業につきましては、特段ご報告いたしますことはございません。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見等があればお受けいたします。  
嶋田委員。

嶋田委員 今、中宮寺跡のことをおっしゃっていただきましたけれども。今おっしゃっていただいたのはあまり一般向きはしないと思うんですけれども。史跡公園整備をするなかで、それはどのように活かされていくんですか。それちょっとお聞かせください。

生涯学習 専門的なことになるので平田技師から報告させます。

課長

生涯学習 それでは、ただ今の嶋田委員の質問にお答えしたいと思います。

課技師

現在行われている学術調査につきましては、従前から申しておりますように、整備に向けた基礎データを得る発掘調査ということで実施しております。今回、今ご報告さしていただきました基壇の変遷につきましては、整備計画におきまして、どの時期のどのようなタイプの基壇に整備復元していくのかというようなところでのデータは得たことになると思います。先ほど申しましたように元々は石で積んでいた基壇の周りを瓦積に変えて、その後、土のままの基壇にしているという、この3つのタイプの基壇の外装がですね、各時代においてあるわけですが。今後、整備検討委員会等におきまして、これらのどの時期のどのタイプの基壇に復元して史跡整備としてしていくのかと、というようなことにおきましてのデータを得たということになると思い

ます。以上であります。

嶋田委員 整備検討委員会で報告されて、そこでいろいろと議論をされるということだろうと思うんですけども。先ほど飛鳥時代に造られた初期の基壇、そういうことでやっていただけたら、これは個人的な意見なんですけれども、いいかとは思いますが。以上です。

委員長 他ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項について、(1) 議案第5号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 議案第5号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてのうち、総務常任委員会が所管される予算補正につきまして、ご説明をさせていただきます。

本予算補正は、前回の委員会でご説明させていただきました内容と同様でございますが、本町議会定例会に提出している平成20年度斑鳩町一般会計補正予算書(第7号)によりまして、再度、簡単にご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の11ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。第3款利子割交付金、第1項利子割交付金では、世界的な金融危機による経済情勢の悪化に伴って、県において減収するとの見込みが示されたことから、第1目利子割交付金で300万円の減額補正をお願いするものであります。次に、第4款配当割交付金、第1項配当割交付金では、12月町議会

定例会において減額補正をお願いしたところでありましたが、世界的な金融危機の影響が予想以上に大きく拡大し、県において、さらに減収するとの見込みが示されたことから、第1目配当割交付金で300万円の減額補正をお願いするものでございます。また、第5款株式等譲渡所得割交付金、第1項株式等譲渡所得割交付金につきましても、同様に大きく減収するとの見込みが示されたことから、第1目株式等譲渡所得割交付金1,500万円の減額補正をお願いするものでございます。12ページをお開きいただけますでしょうか。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金では、第4目教育費国庫補助金で、個人住宅建築等に伴う緊急発掘調査に備えて予算を措置しておりましたが、今年度発生する見込みがないことから、文化財発掘事業費補助金128万円の減額補正をお願いするものであります。第5目総務費国庫補助金では、昨年の10月30日決定の「生活対策」を受けて、国の第2次補正予算において「地域活性化・生活対策臨時交付金」が創設されました。これに伴って新たに地域活性化・生活対策に要する交付金が交付されることから、その交付限度見込額5,320万円の追加補正をお願いするものであります。この臨時交付金の活用にあたりましては、本年度事業に充当させていただくとともに、新年度において計画していた事業を前倒しして活用させていただきたいと考えております。本年度事業への充当といたしましては、鳩水園の排水に係る水質改善のための第1期工事の事業費2,226万円、災害物資備蓄事業費280万円に充当させていただきます。また、前倒しして活用する事業については、鳩水園の排水に係る水質改善のための第2期工事の所要額3,000万円、幼稚園園舎の2次耐震診断の所要額430万円を増額補正させていただき、その事業費に活用してまいりたいと考えております。

13ページにお移りいただけますでしょうか。第15款県支出金、第1項県負担金では、第1目総務費県負担金で、税源移譲による個人住民税の減額措置について、その償還が当初見積りを下回り、県民税分に係る償還も少なくなることから、県民税分の償還額相当分として

交付される県民税取扱負担金 660 万円の減額補正をお願いするものでございます。第 2 項県補助金では、第 5 目教育費県補助金で、教育費国庫補助金と同様の事由により、文化財発掘事業費補助金 64 万円の減額補正をお願いするものでございます。

14 ページをお開きいただけますでしょうか。第 16 款財産収入、第 1 項財産運用収入では、第 1 目財産貸付収入で、土地開発基金用地において土地貸付けがあったことから、土地賃貸料 5 千円の増額補正をお願いするものでございます。第 2 目利子及び配当金では、財政調整基金をはじめとする各基金運用益の決算見込額の確定により 238 万 3 千円の増額補正をお願いするものであります。次に第 17 款寄附金、第 1 項寄附金では、第 1 目寄附金で 7 名の方からご寄附があったことから福祉費寄附金 15 万円の増額、11 名の方と 1 団体からのご寄附と「いかるがの里・法隆寺マラソン」の際の募金により、教育費寄附金 26 万 1 千円の増額補正、都市計画費寄附金では 2 名の方からご寄附があったことから 11 万円の追加補正をお願いするものであります。これらの寄附金につきましては、寄附者の意向により福祉費寄附金 15 万円については 2 万円を「福祉基金」に積立てさせていただくとともに、12 万円を児童福祉の充実、1 万円を健康づくりの推進に充当させていただきます。教育費寄附金 26 万 1 千円につきましては 25 万 1 千円を「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」に積立てさせていただくとともに、1 万円を埋蔵文化財の発掘調査に充当させていただきます。また都市計画費寄附金 11 万円については、全額を自然環境の保全と活用に充当させていただきます。

15 ページにお移りいただけますでしょうか。第 21 款町債、第 1 項町債では、第 3 目教育債で、学校校舎耐震工事に係る充当率の変更により、530 万円の減額補正をお願いするものでございます。第 6 目総務債では、斑鳩町土地開発公社の長期保有地の解消を行い、経営の健全化等を図ることを目的に、国の第 1 号補正予算で創設された「地域活性化・緊急安心実現総合対策事業」を活用した形での協議を進めておりました。今般、土地開発公社が平成 4 年 7 月 28 日に都市計画

道路代替用地として取得した龍田西8丁目地内、位置的には旧三室休日応急診療所の北西に位置するところの保有地の買い戻しにつきまして、起債同意が得られたことから2億6,440万円の追加補正をお願いするものであります。なお、この地方債は充当率は100%で、このうち75%につきましては、その元利償還金について後年度30%の地方交付税算入のある有利な地方債となっております。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。16ページをお開きいただけますでしょうか。第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目・一般管理費の第19節負担金補助及び交付金で、職員の退職に伴う退職予定者特別負担金として職員退職手当負担金3,153万2千円の増額補正をお願いするものであります。また第5目財産管理費では、第17節公有財産購入費で歳入のところで申し上げました町土地開発公社保有地の買戻し費用、2億6,469万4千円の追加補正。第25節積立金では、財政調整基金等の各基金運用益の決算見込額確定による基金積立て255万3千円の増額補正をお願いするものであります。第6目企画費では、文化振興基金の運用益の減により、2万8千円の財源振り替えをお願いしております。

17ページにお移りいただきますでしょうか。第2項・徴税费では、第1目税務総務費で、個人住民税の減額措置の県民税償還額相当分として交付される県民税取扱負担金の減により330万円の財源振り替えをお願いしております。第2目賦課徴收费では、県民税取扱負担金の減による330万円の財源振り替えと、税源移譲による個人住民税の減額措置に係る償還金が当初見積りを下回ること等から、第23節償還金利子及び割引料で1,800万円の減額補正をお願いするものであります。第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で、歳入でご説明申し上げました福祉費寄附金を福祉基金に積立てさせていただくことから、第25節積立金で2万円の増額補正をお願いするものであります。18ページをお開きいただけますでしょうか。第3目老人福祉費では、福祉基金の運用益の減により19万9千円の財源振り替えをお願いしております。19ページにお移りいただ



けますでしょうか。第2項児童福祉費では、第1目児童福祉総務費で、歳入でご説明申し上げました福祉費寄附金の受け入れにより12万円の財源振替をお願いしております。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費では、第4目健康増進事業費で、歳入でご説明申し上げました福祉費寄附金の受け入れにより、1万円の財源振替をお願いしております。20ページをお開きいただけますでしょうか。第4項清掃費、第3目し尿処理費では、歳入でご説明申し上げました「地域活性化・生活対策臨時交付金」の追加による、鳩水園の排水に係る水質改善のための第1期工事の事業費2,226万円の財源振り替えをお願いしております。21ページにお移りいただけますでしょうか。第7款土木費、第4項都市計画費では、第7目景観保全対策事業費で、歳入で申し上げました都市計画費寄附金の受け入れにより11万円の財源振替をお願いしております。

22ページをお開きいただけますでしょうか。第8款消防費、第1項消防費では、第5目災害対策費で、歳入でご説明申し上げました「地域活性化・生活対策臨時交付金」の追加により280万円の財源振り替えをお願いしております。

次に、第9款教育費、第2項小学校費では、第1目学校管理費で、学校教育施設等整備事業債の減により115万円の財源振り替えをお願いしております。23ページにお移りいただけますでしょうか。第3項中学校費では第1目学校管理費で、学校教育施設等整備事業債の減により415万円の財源振り替えをお願いしております。第4項・幼稚園費では、第1目幼稚園費で、歳入でご説明申し上げました「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用して、新年度において計画していた幼稚園園舎の2次耐震診断を前倒しして実施するため、第13節委託料で斑鳩・斑鳩西幼稚園園舎耐震2次診断業務委託料430万円の追加補正をお願いするものでございます。

24ページをお開きいただけますでしょうか。第5項社会教育費では第4目文化財保存費で、斑鳩の里歴史文化遺産・保存活用基金の運用益の追加及び教育費寄附金の受け入れにより1万8千円の財源振り

替えと、歳入のところで申し上げましたように個人住宅建築等に伴う緊急発掘調査が発生する見込みがないことから、第4節共済費から第16節原材料費まで合わせて256万円の減額補正、教育費寄附金を斑鳩の里歴史文化遺産・保存活用基金に積立てさせていただくことから、第25節積立金で25万1千円の増額補正をお願いするものであります。25ページにお移りいただけますでしょうか。第6項保健体育費では第1目保健体育総務費で、スポーツ振興基金の運用益の増により5万4千円の財源振り替えをお願いしております。

次に第11款公債費、第1項公債費では、第2目利子で、平成20年度の定時償還に係る利子額の確定により、第23節償還金利子及び割引料2,764万6千円の減額補正をお願いするものであります。

26ページをお開きいただけますでしょうか。次に第12款予備費、第1項予備費では第1目予備費で、今回の補正に要する財源2,913万3千円を充当させていただき補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、6ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表・継続費補正についてであります。第9款教育費、第4項社会教育費の(仮称)文化財活用センター整備事業に係る継続費につきまして、昨年の12月町議会定例会において契約の議決をいただいたことから、事業費の総額を3億1,549万円から2億8,707万円に、平成21年度の年割額を5,199万円から2,357万円に変更をお願いしております。

7ページにお移りいただけますでしょうか。第3表・繰越明許費補正についてであります。諸般の事情により本年度会計において予算の支出を見込めない事業につきまして、繰越明許費の予算措置をお願いしております。第9款教育費、第4項の幼稚園費の幼稚園園舎耐震補強事業で「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用し、前倒しして実施することから、次年度へ430万円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

8ページをお開きいただけますでしょうか。最後に、第4表地方債の補正についてでございます。はじめに、地方債の追加では、歳入の

ところで申し上げましたとおり、土地開発公社の保有地の買戻しについて、今般、起債同意が得られたことから限度額を2億6,440万円とする「地域活性化・緊急安心実現総合対策」の追加補正をお願いしております。また地方債の変更では、起債充当率の変更に伴って、「学校教育施設等整備事業」に係る限度額を3,150万円から2,620万円に変更する補正をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、議案第5号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのうち、総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。辻委員。

辻委員 開発公社買い戻す龍田西の、一般会計でまあ、町有地となるわけですが。今後この土地をどのように活用、活用されるのかまた、以前は公売されて聞いてますけども、なかったということで。今後どのように活用されるのかなど、なかったらなかったら結構です。一応まあ、今後どのようにされるのか、お願いします。

企画財政課長 委員おっしゃいますように、以前公売して売れなかった土地なんですけれども、今般、こういった有利な地方債が活用することで、公社の経営の健全化、健全な経営を第一に、買戻しすることから、今後の活用につきましては、今後十分に検討してまいりたいと考えております。

委員長 他ございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、（２）平成２１年度税制改正について、理事者の報告を求めます。 山崎税務課長

税務課長

それでは平成２１年度税制改正につきましては、平成２１年２月２７日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議中ではありますが、町税に影響があるものについて明らかになりましたことからご説明申し上げます。資料１に基づいて説明させていただきます。

まず、１ページ目でございます。住宅・土地税制におきましては、固定資産税の土地の税負担にかかる負担調整措置等について改正が予定されております。この措置につきましては本年３月３１日をもって日切れとなるため専決処分を行い、次の議会においてご報告申し上げます。

固定資産税の土地に係る税負担につきましては、評価額の上昇による急激な税負担の増加を緩和するため、毎年、前年度課税標準額に評価上昇に応じた負担調整率を乗じて、今年度の課税標準額を算出しておりますが、課税の公平の観点に立って、平成９年度より「負担水準」の均衡化・適正化を進めており、一定の負担水準を超えた土地については、税負担を引下げ又は据置、一定の負担水準に達しない土地については、商業地等の場合は前年度課税標準に当該年度の価格の５％を加えて課税標準額を算出するなどにより、負担を緩やかに引き上げる措置を講じているところであります。

この結果、それまで負担水準については、地域ごとに大きなばらつきが生じておりましたが平成２０年度の商業地等の負担水準についてみれば、おおむね６５％から６９％に収まってきております。

しかし、一部では依然としてばらつきが残っているため、政府税調答申においても「平成２１年度の評価替えを踏まえた今後税負担のあり方については、これまでの負担調整措置を基本に、納税者の税負担にも配慮しつつ、負担の均衡化・適正化を促進する必要がある」とされているところであります。そこで、平成２１年度から平成２３年度

までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について所要の改正が行われるものでございます。

具体的には、宅地等において平成21年度評価替えに伴い、宅地等の係る負担調整措置の仕組みを継続するとともに、据置年度においても地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる措置を平成23年度まで継続するとされております。一般農地及び一般市街化区域農地につきましても、現行と同様の負担調整措置を平成23年度まで継続することとされております。なお、土地に係る都市計画税の負担調整措置についても、固定資産税の改正に伴う所要の改正が行われるものでございます。

次に、現行の負担調整制度がどのようなものになっているのかについて、表に基づきご説明申し上げます。最初に「住宅用地における負担調整措置」でございます。一番上のほうの部分でございます。現行の制度は表のグレーの網掛けで表示しているゾーンへ均衡化させることを目標としております。すなわち負担水準を80%以上のレベルまで引き上げることを目標としております。このゾーンにある土地については前年度の課税標準額を据置き、税負担を前年度と同様するものでございます。20%から80%未満にある土地については前年度の課税標準額に評価額の5%を加え、税負担を引き上げるものでございます。また20%未満の土地については、負担水準を20%まで引き上げるものでございます。この制度の継続による本年度の当町の住宅用地における課税状況でございますが、96.4%がグレーのゾーンにあり、前年度と同じ税額となります。しかし残り3.6%については5%の引上げとなる見込みでございます。次に「非住宅用地における負担調整措置」におきましても考え方が、上の住宅用地と同じでございますので表の説明は割愛させていただきます。本年度の当町の非住宅用地における課税状況でございますが、95.3%がグレーのゾーンあり前年度と同じ税額となります。しかし、残り4.7%のうち3.3%については70%を超える部分にあり税額が引き下げられ、最後の1.4%については5%の引上げとなる見込みでございます。

最後に表にはございませんが市街化区域農地の取扱でございます。これも負担水準に応じて負担調整率が定められておりますが、依然として低い水準にとどまっている農地が全体の75.3%を占めており本年度も税負担が増える見込みでございます。以上で表の説明とさせていただきます。

次のページをお開き願います。長期優良住宅にかかる固定資産税の減額措置の創設についてでございます。この措置につきましては平成20年度の税制改正に盛り込まれておりませんでした。長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日が未定であったため、施行にいたっておりませんでした。今回、政令において施行日が本年6月4日とされたことから、次の議会において議案を上程しご審議をお願いするものでございます。

住宅のストックが量的に充足し、環境問題や資源・エネルギー問題がますます深刻化する中で、これまでの「住宅を造っては壊す」社会から「いいものを作って、きちんと手入れをして、長く使う」社会へと移行することが求められております。

しかしながら、我が国の住宅は新築されてから30年程度で取り壊されるという現状があり、これは他国に比べても著しく短い状況であり、また、全住宅取引に占める既存住宅取引の割合は2割に満たないなど、既存住宅ストックの流通量も極めて低い状況となっております。

このような背景のもと、長期にわたって良好な状態で使用される構造を備えた良好な住宅の普及を促進するため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が昨年の臨時国会で成立しました。

この法律により行政庁の認定を受けて新たに建築される長期優良住宅の普及の促進を図るため、固定資産税において新たに税額の減額措置を講じようとするものでございます。具体的には、行政庁の認定を受けて「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日から平成22年3月31日までの間に新築された長期優良住宅に係る固定資産税について、新築から5年度分、3階建て以上の中高層耐火住宅については7年度分の税額から2分の1を減額する措置を講じることと

しております。なお、新築住宅については、既に新築から3年度分の固定資産税について税額から2分の1を減額する措置が講じられており、長期優良住宅に対する減額措置は新築住宅に対する減額措置に代えて適用されることから、実質的には長期優良住宅は一般住宅に比べて2年度分延長して税額が減額されることとなるものでございます。

対象となる住宅の床面積の要件は、現行の新築住宅に対する減額措置と同様に50㎡以上280㎡以下の住宅とし、また減額の適用は120㎡までの部分に限定することとなっております。この措置の適用を受けるためには、当該住宅の所有者は新築された日から初めて固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に申告しなければならないこととされております。

次のページ、3ページ目をお開き願います。個人住民税において、住宅ローン特別控除制度が創設される予定でございます。6月定例会において議案を上程しご審議をお願いするものでございます。

住宅ローン控除制度は、中堅勤労者における無理のない負担での良質な住宅取得を支援することで、国民生活の向上や社会的安定の確保を図り、良質なストック形成への誘導を図るといような観点から、所得税において設けられているものでございます。

現行制度は、平成20年入居の場合、控除対象借入額が2千万円、控除期間は10年又は15年の選択性となっており、控除率は控除期間10年の場合、1年から6年目が1%、7年から10年目が0.5%で、最大控除額は160万円となっております。

今回、世界経済が未曾有の危機を迎えるなかで、昨年10月に政府で決定された「生活対策」において「住宅投資・防災強化策」のなかで、住宅ローン減税や容積率の緩和などによる住宅投資等が掲げられており、住宅ローン減税の期間延長と最大控除可能額の過去最高の高水準までの引上げが示されたところであります。

これを受け、「住宅投資の活性化を地域経済の起爆剤とするため、住宅ローン減税について、最大控除可能額を過去最高水準まで引き上げるるとともに、中低所得者層の実効的な負担軽減を図る観点から、

所得税から控除しきれない額は個人住民税からも控除できる措置を導入する」ことが決定されました。具体的には、住宅借入金等を有する者が平成21年から25年までの間に居住の用に供した場合、所得税については控除期間10年間で控除率は1%、住宅借入金等の年末残高の限度額は21年と22年が5千万円、23年が4千万円、24年が3千万円、25年が2千万円となっております。

さらに、平成21年から平成25年までの間に長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものの新築等をして居住の用に供した場合は、平成21年から23年に居住したとき、控除期間10年間、借入残高限度額5千万円で控除率1.2%とされているところであります。

これにより所得税における一般住宅の住宅ローン控除額は年間50万円で最大5百万円、長期優良住宅の場合は年間60万円で最大600万円となりますが、このような控除を所得税だけで行った場合、所得税から全額控除できない者もあるため、今回の税制改正では所得税で控除しきれない場合は、個人住民税からも控除できるようにされることとなったものでございます。なお、この個人住民税の住宅ローン減額に係る平成22年度以降の減収額については、全額国費で補填されるものでございます。

次のページをお開き願います。金融・証券税制についても改正が行われる予定でございます。昨年9月の「リーマン・ショック」等による国際金融市場の混乱等による経済金融環境に配慮して、現行の上場株式の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の延長を3年間行うものでございます。6月定例会において、議案を上程しご審議をお願いするものでございます。具体的には、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を10%軽減税率、所得税7%、住民税3%とするものでございます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。



嶋田委員。

嶋田委員 1 ページ目は専決処分されるということですがけれども。住宅用地における負担調整措置、網掛けゾーン以外はパーセンテージにしたらものすごく少ない数値だったとは思いますが。これ税額にいたらいくぐらいになるですか、上がってくるのは。

税務課長 土地全体で約450万程度のアップというふうに試算しております。

嶋田委員 そしたら非住宅用地、下がる分があれば、引き下げる分があれば、引き上げる分もあると、ということでトータルで大体どれぐらい。

税務課長 先ほど申しました450万は、両方足した額で試算しております。合算。申し訳ございません。

嶋田委員 住宅用地と非住宅用地、その合算ということですね。はい、わかりました。これ専決処分でもた国の税制改正によることですから、賛成とか反対とか、そういう気持ちやないんですけども、専決処分されるということで事前にお聞きしたかったということですね。それから2ページ、3ページにつきましては、5月の臨時会また6月定例会、上程されるということなんで、そのときにまたお聞きしたいと思えます。それと2ページのこの臨時会上程の分なんですけども、長期優良住宅の認定を受けて建築されたことを証する証明書は、これはどこが発行するもんなんですか。

税務課長 まだその行政庁自体の、どこであるかということは、こちら情報把握してないんですが、ただイメージといたしましては恐らく建築確認を受ける段階になるのではないかとこのように考えています。

委員長 他ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
次に、他に理事者の方から何か報告はございませんか。

( な し )

委員長 それでは、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。  
次に、その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 3点ほどお聞きしたいと思いますけども。  
まず、21年度の予算案の予算委員会の際にですね、学校安全ボランティアですか、登録されておられる方に教育委員会の職員が見回りに行ったかということで、行きましたというお答えでしてんけれども、私がお聞きした方にそのことを伝えますと、来られたことはないというふうなご返事でした。今、ここで行ったか行かなかったかということの問題にするつもりはありません。ただし、教育委員会が子どもの安全のために登録していただいた方にですね、たとえ1学期に1回でもいいから、ご苦労さんですというふうなことを言っていただいでですね、その登録者に、どう言うんですか、誠意を示す言うんですかね、まあ誠意いうのもおかしいですけども、挨拶に行っていたら、今後その登録された方が他のボランティアのほうにも登録していただける可能性もあると思いますんでね。そういうふうなこと、やっていただけんのかどうか、ちょっとお伺いします。

教委総務 これも答弁繰り返しになると思うんですけども、教育委員会独自で  
課長 そういった形で学校安全ボランティアの方々に、お一人おひとりに挨

挨拶、お一人おひとりに必ずしも挨拶をしていたということではございません。と言いますのは、毎日行っております青色安全パトロールのなかで、当然教育委員会事務局の職員も乗ってパトロールさしていただいております。そのなかで、そういった形で学校安全ボランティアの方、腕章をお渡しさしていただいておりますので、わかりますので、その都度、ご苦勞様です、何かありましたらまた事務局のほうまでご連絡くださいといった形で、車の窓からではございますけども、そういった形で挨拶は交わさせていただいている、いうふうに考えております。そういった形で、ボランティア39名おられますけども、必ずしもお一人おひとりにご挨拶をしたということではございませんので、そのへんだけご理解をお願いしたいと思います。

嶋田委員　そやからね。その青色パトロールで登録されたボランティアの方に挨拶するのは、それは当たり前のことですやんか。それやなしに、教育委員会の職員さんが登録された方に1学期に一遍でいいからね、挨拶に回るということはちょっと不可能なことなんですか。

教育長　今、嶋田委員おっしゃっていただいておりますけども、そういうことご意見をいただいたということで、私たちも十分受け止めさせていただきたいと思っております。ただまあ以前にもある学校で、そうしたボランティアの方にお礼をということでやったところが一部抜けていたということで大変なお叱りを受けたことがございます。そうしたこともございますので、そうした場合に十分そういった対応を検討しなければならない。ボランティアしていただいている方々、一人ひとりすべてにいきわたるような方法を考えていかなければならないのかなど、いうふうに考えています。登録されている方だけがボランティアというんじゃないし、登録されてない方でいろんな方がお立ちいただいております。子どもたちの見回りをしていただいております。そうした方々にも、そうしたお礼をするとしたら、そうした人たちにもどうして対応していくのかということも出てまいります。十分そうしたことにつ

いては研究をしたうえで、学校とも十分協議しながら対応していきたいと考えております。

嶋田委員 お礼ってね、なにも物であげるとか、そんなん違いますし、また登録されてるんですから、人数の把握はできてるわけでしょ。登録されてない方は青色パトロールなり、また、1日、15日の交通安全のときの見回り、そういうなんで十分対応できてるわけなんでしょ。まあそんなん無理だと、1学期に1回でも無理だとおっしゃるなら、それはそんで結構ですわ。

それとですね、これは最近伺いましてんけれども、斑鳩町の3小学校の用務員さん、シルバー人材に委託はされてると思うんですけども、それを廃止されて新たに町が用務員さんを雇うというふうなことをお聞きしましてんけれども、そこらへんちょっと説明していただけますか。

教委総務課長 平成20年度までにつきましては、今おっしゃったようにシルバー人材センターのほうから、小学校の用務員につきましては委託契約いうことでさしていただいております。平成21年度から雇用対策の一環という観点につきましては、臨時職員として賃金のほうで予算を組ませていただきまして、採用したいというふうに考えております。

嶋田委員 雇用対策の一環とおっしゃいましたけれども、それを雇用することによって国から交付金なり補助金なりが出るということなんですか。

教委総務課長 これにつきましては、臨時職員ということでございます。賃金ということでございますので国からの補助につきましてはございません。

嶋田委員 雇用対策ということで学校の用務員を新たに雇い入れるということなんですけれども、今シルバーに委託されて小学校に派遣されておられる用務員の方の雇用はどうなるんですか。

教委総務課長 今、シルバー人材センターの本来の事業の性格と言いますか、それにつきましては、自主的な組織参加と労働能力を発揮することによりまして、高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実ということを基本にされているということでございます。シルバー人材センターにつきましては、そうしたことで地域の高齢者が協働、ともにされ、高齢者の就業を通じまして福祉の増進を図りながら自主的に運営する団体でございます。そうしたことで、社会に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な仕事を、家庭、事業所、公共団体等から引き受け、これをセンターに加入している会員の希望や能力に応じて提供するという事業の性格で、ということでございますので、雇用関係の創出を、そういった形で目的としない、いうふうに私ども考えておりますので、いるところでございます。

嶋田委員 いや現在ね、現に小学校へ派遣されて勤められてるわけなんです。その雇用をなしにして、新たにまた雇用というのは、雇用対策ではないわけでしょ。よく現在、派遣切りとか、そういうふうなことを注目されてますけども、これこそほんまの派遣切りですよんか。派遣切りしてまた新たに人を雇うと、雇用対策でないと、私自身は思います。シルバー人材センターのほうでは、学校の用務員の人員を募集しておられ、最近までしておられましたけども、これいつ、来年度、21年度から止めるというのを伝えられたんですか。

教委総務課長 これにつきましては、3月の本議会、議会が3月2日でございます。それ以降でございます。

嶋田委員 その止める場合に、まあ3月っていったらこの月ですわね。まあ3ヶ月以内また6ヶ月以内に通知するとか、そういうふうなことはなかったんですか。契約上ですよ。

教委総務課長 これにつきましては、シルバー人材との請書でございまして、1年の委託契約ということでございますので、事前に一応、私どもそうした形で21年度からそうした形で賃金化ということでの通知をさしていただきましたけども、通年上、毎年、年度更新でございまして、そうした形の連絡は、間際までは連絡はいたしません。契約、見積もりをとるときに、予算計上するときそうした形でお話しをさしていただいているということでございます。

嶋田委員 1年雇用やさかいに、もう、ひと月きっても通知さえすればええと、いうふうな言い方だとは思いますが。もうなんか町が採用する臨時職員の用務員の方ももう募集済んでると、人が決まってるというふうなこともお聞きしてます。だから、今さら元に戻せとか、そういうふうな話しではないですけども。シルバー人材センター、今現在、から派遣されて今現在用務員として勤めておられる方の雇用を切って、それで雇用対策で新たに用務員を雇うというような言い方だけはやめていただきたい。無茶苦茶な話でっしょか。新たに雇用を創設するいうんやったら雇用対策で結構です。しかし、ある一方の雇用を切ってそこへまた人を雇ういうようなことは、なんか矛盾してる、無茶苦茶な話だと私自身は思います。

それとですね、就学援助制度に関して、要保護者、準要保護者の関係なんですけれども。これは1年に1度認定されるいうんですか、申し込みを受けられるいうことですか。

教委総務課長 そのとおりでございます。

嶋田委員

文科省のほうから通達、3月の11日でしたかね、通達きて、1年に1度やなしに年度内随時受け付ける、申し込みを受け付けるというふうな通達はなかったですか。

教委総務課長 申し込み受付、1回じゃなしに、申し込み書類申請等来られた場合、

課長 その都度受付けをさしていただいている、いうところでございます。

嶋田委員 今、1年に1度とおっしゃったんと違いますか。

教委総務 当初、1年に1回と言いますか、当初4月から受け付けさしていただいているということで、その都度、来られた場合に申請された場合に受付けもさしていただいているということでございます。

嶋田委員 そしたら、例えば8月まで事業やっててんけども、それがうまいこといかんようになったと、9月からの申し込みがあればそれは受け付けるということで理解したらよろしいんですね。

教育長 これは税の関係がありますんで、所得の関係あります。前年度所得によつてのそれに課税される税によつての、所得によつて基準を決めておりますので当該年度にそういうふうにするのかどうか、ちょっと私研究してみないとわからないんですが。今、生活保護の1.3倍の所得まで、それ以下の方については就学援助の対象にさしていただいております。当該年度で、今おっしゃっていただいているような倒産して収入がなくなったという場合の対応についてどうするか、これについてはまだちょっと私十分研究できてないんで、研究してみたいと思います。

嶋田委員 3月の11日に文科省のほうから通達が多分出たと思うんです。それでその前年度の課税対象ではなしに、その年度の状況に応じて認めるようにというふうな、多分そういうふうな内容の通達だったと思うんですけれども、そこらへんまた研究していただいでですね、その文科省の通達に添うようなことをやっていただきたいと、このように思います。以上です。

委員長 他ございませんか。 伴委員。

伴委員 町の街灯なのですが、防犯灯言いますか、あれ全部今蛍光灯のタイプでやっていただけてますねけれども、これは発光ダイオードタイプ、確か高価ではあるが電気代が半分になって、よう明るいと、いうように聞きますねけれども、このへん検討はしていただいているようなんですか、ちょっとお聞かせ願います。

総務課長 それは町管理の防犯灯ということですか。  
現在は、ダイオードですね、ダイオードについて、それを今度入れ替えるときに考えるということはまだちょっとしておりません。

伴委員 今後、そういうことも検討していただきたい。その前から高くつくけど非常に町を明るくするというのに非常にいい部分があると思いますので、そのへんよろしく願います。

委員長 他ございませんか。 辻委員。

辻委員 予算委員会でもちょっと話あったと思いますけどね。火災の件数かなり斑鳩が突出して多いということあります。これは消防もいろいろ、団についても1日、15日、また見回りもしてまわってますし、いろんなことでされてますけども、これひとつ去年で西和で18件中6件が斑鳩やし、昨年よりは減ってますけども、一昨年より減ってます。特に高齢者の死亡もあったということですのでしてますし。これ今民生委員さんとかいろいろ高齢者の方も多分回っておられますし、また西和消防も高齢者のところも訪問され、年1回か2回かされるいうのを聞いてますし、これも連携しながら、例えば今一番いいのは民生委員さん、これはまたこっちのほうの担当になりますけども、そういう防災も兼ねた感じで、そういう消防とやっぱり地域の民生委員さん、自治会なりねそのへんとタイアップしながらこの件数をできるだけ減らしていただくような、もうちょっとこうなかなか難しいと思いますけども、そ



のへんのちよっところ今後、できたら件数を、僕見てたら交通事故も一番多いし、これは道路関係もあるやろし、救急車の搬送も全部多い、西和消防管内のこの救急の関係もかなりこう突出してますので、そのへんもこう、できたら地域性もありますけれども、できたらこう減らすような格好で努力をお願いしたいということで、これはもうひとつ意見として言わしてもらいます。

それと、今ここ出てました学校ボランティアの関係ですけども、ボランティアというのはどういう性質になるんかというのはちよっところ考えていかんとあかんのかなあと、この学校ボランティアがちよっところと一点だけ、の保険とかはどういうふうに。

教委総務課長 学校安全ボランティアに登録されてる方につきましては、当然保険に加入さしていただいております。

辻委員 普通、一般にボランティアグループというのが斑鳩町にかなりこうあります。それが自分で保険をかけて、で、そのボランティアグループで自分らで保険をかけて、それでいろんな例えば駅の草引き、施設の草引きなんかに、また、各施設の訪問等いろんなボランティア活動されてます。今後、ボランティアする方にお礼を言うか言わへんかはまた別として、実際にはボランティアさんで、実際はボランティアすることによって、またこれは見守りやったら子どもさんに挨拶してもらって、それがまあひとつの心の支えかなと、また施設、例えば草刈りにしても、草刈りした後の感じがそりゃボランティアとしてやっぱり生きがいはあるけれども、これはもう一応まあボランティアさん全体にお礼を言うのか言わないのかは別として、ボランティアさんの意識をどこに持っていくかな、したってんのか、率先してするのか、これは学校ボランティアでしたってんねという気やったらお礼は言って欲しいと思いますけども、率先してボランティアをするという意識を持つべきかなというふうに感じているところでございます。これは私の感想です。

それともうひとつ、今、中央公民館の利用状況を見て、かなり年間7万人ほど利用されてます。それと施設につきましてもかなり稼働率も、各部屋の稼働率も増えてきてます。今年予算も使用料ちょっと減ってましたけども、これかなり老朽化と施設のどこもかなり傷んできてます。その都度その都度は修理はしていただいておりますけども、この際、これは予算的にかなり難しいと思いますけども、その都度その都度の修理やなしに、まあひとつはリフォーム的なこと、やっぱり何年か計画でやっぱりこれは、担当の所管する課はそういうように思っておられますけども、なかなか財政的に厳しいと思いますけども。できましたら中央公民館もかなりメインのところですし、私もこないだ確定申告あこでさしてもろてまして、出たときに、まあホールでされてますけども、まあかなり暗い、お年寄りが年金のときでもかなり暗いところで申告、電気はテーブル、テーブルで電気はこうされてますけども、かなりこう多目的ホールいうたらこれでええのかなというような気がしますけども、申告されたらかなり暗い中でされてますし。それとまた、入ったホワイエあのへんのカーテンもかなりこう汚くなっているということで、ちょっとこうできたらもう少し、それとまたあの空調関係かて、私もたまに使いますけども、空調関係もかなり傷んでいるような感じもありますし、そのへんもできましたら何年か計画でこうリフォームといいますか、財政も厳しく、こんなん言うのもなんですけども。できましたらそういうふうな計画をもって、かなりの人が利用されますので、そのへんの考え方を、今後まあそういうことでちょびちょびされんのか、まあこの際何年かでいっぺんに今年は空調、今年は電気とかこう、外装とか、いろんなこともしながらされるのか、そのへんどう思われてるのか、お願いしたいと思います。

教育長

中央公民館も59年に建てましてから今日まで悪くなったところを修繕しながら維持管理してまいりました。今おっしゃっていただいているように空調あるいは廊下のタイルも浮いているところもございませう。それももうその都度修繕をいたしております。そうしたりしながら

ら維持しているわけですが、これはリニューアルしようとしたら相当な金額がかかってまいりますので、それら十分財政とも相談しながら計画を立てて、また研究していきたいというふうに思います。

辻委員 いろんな施設ありますけれども、施設もかなりようになってきてますけれども、できましたらこういう集まることで、また綺麗にすることによって、また皆さんの趣も変わると思いますんで。そのへんも十分配慮しながら、まあある程度、いっぺんには無理だと思いますが、こんな何千万かぐらいかかるとは思いますけれども、まあできたら何千万かかかるかちよつとわかりませんが。できましたらもうそういう計画を立てながら、その都度その都度の修理やなしに、ある程度計画を立てながら、こう皆さんに使いやすいような公民館にしてほしいと思います。これもお願いしておきます。

委員長 他ございませんか。

( な し )

委員長 なければ、継続審査案件についてお諮りしたいと思います。

お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、例により、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

( 午前10時14分 閉会 )